



# 三重県公報

令和4年5月27日 (金)

第 314 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
298	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	3
299	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
300	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	3
301	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	4
302	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	( 同 )	4
303	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	4
304	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	4
305	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
306	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
307	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	5
308	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住拮抗した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	( 同 )	5
309	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	6
310	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	6
311	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
312	同件	( 同 )	7
313	同件	( 同 )	8
314	同件	( 同 )	8
315	同件	( 同 )	9
316	同件	( 同 )	13
317	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	14
318	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	15
319	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	15
320	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	( 教 育 委 員 会 )	16
321	同件	( 同 )	16
<b>公 告</b>			
	令和4年第1回三重県財政状況の公表	( 財 政 課 )	16
	農用地利用配分計画の認可	( 担 い 手 支 援 課 )	16
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	17

土地改良施設管理規程の変更認可	(農地調整課)	18
土地改良区の解散認可	(同)	18
特定開発行為に係る対策工事等の完了	(防災砂防課)	18
開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	18

**特定調達公告**

随意契約の相手方を決定した旨	(中小企業・サービス産業振興課)	19
一般競争入札を行う旨	(河川課)	19
随意契約の相手方を決定した旨	(児童相談センター)	22
一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	22

告 示
-----

## 三重県告示第 298 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
むねゆき内科クリニック	桑名市大字赤尾 2032-1	令和 4 年 4 月 1 日
さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390 番地	令和 4 年 5 月 1 日
つだメンタルクリニック	津市広明町 358 大橋ビル 2 階	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 305 番地	令和 4 年 4 月 1 日
調剤薬局とまと 長島店	桑名市長島町出口 247	令和 4 年 4 月 1 日
かわらざき調剤薬局	四日市市生桑町 296-1	令和 4 年 4 月 1 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	令和 4 年 4 月 1 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 4 年 4 月 1 日
V・drug 岸岡薬局	鈴鹿市岸岡町 1959-5	令和 4 年 5 月 1 日
たんぼぼ薬局武内病院店	津市納所町 471-5	令和 4 年 5 月 1 日
エムハート薬局いざわ店	松阪市射和町 628-2	令和 4 年 4 月 1 日

## 三重県告示第 299 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人野尻内科	員弁郡東員町城山 1 丁目 23 番の 1	名称：医療法人のじり内科消化器内科	令和 4 年 4 月 1 日

## 三重県告示第 300 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
むねゆき内科クリニック	桑名市大字赤尾 2032-1	令和 4 年 3 月 31 日
伊藤メンタルクリニック	津市広明町 358	令和 4 年 3 月 31 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113 番地 3	令和 4 年 3 月 31 日
わたしげ歯科医院	名張市栄町 2823-1	令和 4 年 3 月 20 日
ツボイ歯科	員弁郡東員町笹尾東 2-3-13	令和 4 年 3 月 19 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	令和 4 年 3 月 31 日
さざらい調剤薬局	四日市市下さざらい町 842-3	令和 4 年 4 月 1 日
かわらざき調剤薬局	四日市市生桑町 296-1	令和 4 年 3 月 31 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	令和 4 年 3 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 4 年 3 月 31 日

アイリス調剤薬局 長岡店	津市長岡町字茶木原 25 番 3	令和 4 年 3 月 31 日
ココカラファイン薬局 城山店	津市久居小野辺町 1130-7	令和 4 年 3 月 12 日
エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	令和 4 年 3 月 31 日

**三重県告示第 301 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
小畑整形外科	三重郡川越町豊田 432	令和 4 年 3 月 31 日

**三重県告示第 302 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
田川歯科	伊勢市二見町山田原 148-4	令和 4 年 3 月 22 日

**三重県告示第 303 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
種田 遥美	KE i ROW松阪中央ステーション	三重県松阪市中林町 410	令和 4 年 4 月 1 日
柳生 太	整腰館治療院	三重県松阪市駅部田町 669-5	令和 4 年 4 月 1 日

**三重県告示第 304 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
むねゆき内科クリニック	桑名市大字赤尾 2032-1	令和 4 年 4 月 1 日
さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390 番地	令和 4 年 5 月 1 日
つだメンタルクリニック	津市広明町 358 大橋ビル 2 階	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 305 番地	令和 4 年 4 月 1 日
調剤薬局とまと 長島店	桑名市長島町出口 247	令和 4 年 4 月 1 日
かわらざき調剤薬局	四日市市生桑町 296-1	令和 4 年 4 月 1 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	令和 4 年 4 月 1 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 4 年 4 月 1 日
V・drug 岸岡薬局	鈴鹿市岸岡町 1959-5	令和 4 年 5 月 1 日
たんぼぼ薬局武内病院店	津市納所町 471-5	令和 4 年 5 月 1 日

エムハート薬局いざわ店	松阪市射和町 628-2	令和 4 年 4 月 1 日
-------------	--------------	----------------

**三重県告示第 305 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人野尻内科	員弁郡東員町城山 1 丁目 23 番の 1	名称：医療法人のじり内科消化器内科	令和 4 年 4 月 1 日

**三重県告示第 306 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
むねゆき内科クリニック	桑名市大字赤尾 2032-1	令和 4 年 3 月 31 日
伊藤メンタルクリニック	津市広明町 358	令和 4 年 3 月 31 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113 番地 3	令和 4 年 3 月 31 日
わたしげ歯科医院	名張市栄町 2823-1	令和 4 年 3 月 20 日
ツボイ歯科	員弁郡東員町笹尾東 2-3-13	令和 4 年 3 月 19 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	令和 4 年 3 月 31 日
さざらい調剤薬局	四日市市下さざらい町 842-3	令和 4 年 4 月 1 日
かわらざき調剤薬局	四日市市生桑町 296-1	令和 4 年 3 月 31 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	令和 4 年 3 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 4 年 3 月 31 日
アイリス調剤薬局 長岡店	津市長岡町字茶木原 25 番 3	令和 4 年 3 月 31 日
ココカラファイン薬局 城山店	津市久居小野辺町 1130-7	令和 4 年 3 月 12 日
エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	令和 4 年 3 月 31 日

**三重県告示第 307 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
小畑整形外科	三重郡川越町豊田 432	令和 4 年 3 月 31 日

**三重県告示第 308 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
田川歯科	伊勢市二見町山田原 148-4	令和4年3月22日

三重県告示第 309 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和4年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
種田 遥美	KE i ROW松阪中央ステーション	三重県松阪市中林町 410	令和4年4月1日
柳生 太	整腰館治療院	三重県松阪市駅部田町 669-5	令和4年4月1日

三重県告示第 310 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）の一部を次のように改正する。

別表1(6)の表中第7号の項を第8号の項とし、同項の前に次のように加える。

7	南部地域体験教育旅行受入環境整備事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて落ち込んだ地域経済の回復に向け、南部地域における教育旅行の受入促進を図る。	別に定める南部地域への体験教育旅行の受入促進に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------------	---	------------------------------	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携部関係補助金等交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 311 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス芸濃店  
津市芸濃町椋本字一ツ谷 3093-1 他
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

名 称	住 所
(仮称)ドラッグコスモス芸濃店	津市芸濃町椋本字一ツ谷 3093-1 他
(変更後)	
名 称	住 所
ディスカウントドラッグコスモス芸濃店	津市芸濃町椋本字一ツ谷 3093-1 他

- 3 変更年月日  
令和元年 6 月 25 日
- 4 変更理由  
名称が確定したため
- 5 届出の日  
令和 4 年 5 月 18 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 5 月 27 日から同年 9 月 27 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 312 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
伊勢市御薗町複合商業施設  
伊勢市御薗町長屋字吉祥 2960 ほか 24 筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ファーストリテイリング	山口県山口市佐山 717-1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 禎史
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天地五反田町 1 番地	中村 元彦

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ファーストリテイリング	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	細見 研介

- 3 変更年月日  
令和 2 年 8 月 21 日
- 4 変更理由  
住所を変更したため

代表者を変更したため

吸収合併したため

5 届出の日

令和4年5月18日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年5月27日から同年9月27日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 313 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディスカウントドラッグコスモス久保店

松阪市久保町字毛浪田 1267-1 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名 称	住 所
(仮称)ドラッグコスモス久保店	松阪市久保町字毛浪田 1267-1 ほか

（変更後）

名 称	住 所
ディスカウントドラッグコスモス久保店	松阪市久保町字毛浪田 1267-1 ほか

3 変更年月日

平成29年9月23日

4 変更理由

名称が確定したため

5 届出の日

令和4年5月18日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年5月27日から同年9月27日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 314 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に

より次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド伊賀店

伊賀市平野清水 625 番 1 ほか 32 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
ヤマダ電機テックランド伊賀店	伊賀市平野清水 625 番 1 ほか 32 筆

(変更後)

名 称	所 在 地
テックランド伊賀店	伊賀市平野清水 625 番 1 ほか 32 筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番地の 11	山田 昇

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	小林 辰夫

3 変更年月日

2(1) 平成 20 年 6 月 27 日

2(2) 令和 2 年 10 月 1 日

4 変更理由

2(1) 名称を変更したため

2(2) 名称・住所・代表者を変更したため

5 届出の日

令和 4 年 5 月 18 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 5 月 27 日から同年 9 月 27 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 315 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール東員

員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ 6 階	ルーカス セイファート
バセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
フランス総合医療株式会社	東京都千代田区平河町 1 丁目 8 番 8 号	杉木 和彦
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	北方 康弘
株式会社F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5	小野 行由
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 21 番 1 号渋谷ヒカリエ 27 階	福田 三千男
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2	向井 孝司
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市長区上社 1 丁目 901 番地	白川 篤典
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1 丁目 2 番 1 号HF日本橋浜ビルディング	三宅 英木
株式会社ジェニイ	大阪府大阪市中央区安土町 1-5-8 本町DSビル 3F	平原 亮太
株式会社ジン	四日市市新正 1-12-4	山本 篤
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	長元 明
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	立花 隆央
株式会社チュチュアンナ	大阪市中央区森ノ宮中央 1-10-2	上田 崇敦
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地	中澤 道盛
株式会社ネイルズ	大阪府豊中市新千里東町 1-2-4 信用保証ビル 5 階	大角 久美子
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号京阪神御堂筋ビル 10 階	井上 隆太
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-7	上田 稔夫
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	神谷 秀和
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1 ヒロサワつくばビル 5F	藤原 祐介
株式会社ルルアーク	福岡県福岡市東区松島 3 丁目 30-23	長友 伸二
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社クロノス	東京都港区六本木 7 丁目 15 番 7 号	廣瀬 淳
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番 14 号第 3 デリカビル 9 階	木山 剛史
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー9F	松田 裕史
有限会社かわむらや	岐阜県海津市海津町高須町 737-1	河村 真吾
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号 SKTビル 6 階	坂下 和志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪市中央区日本橋二丁目 7 番 13 号福永ビル 2 階A号室	原本 一正
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎 1902-3	菅田 拓平

クレーアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町1丁目1番11号日庄ビル2F	山口 義貴
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町2-1-11 江坂山甚ビル3F	原 忠司
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝巳
株式会社Acceljapan	福井県鯖江市三六町2丁目5番11号 AJビルディング2F	大網 清数
株式会社CHISEI	愛媛県松山市余戸中6-11-34 ラフィネC	田中 成佳
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木3-40-7	五十嵐 祥剛
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-123F	内山 誠一
株式会社ウィゴ	東京都渋谷区恵比寿南1丁目16番3号	園田 恭輔
株式会社エイディーアール	愛知県岡崎市日名北町4-46 アピタ岡崎北店2階	竹之内 俊輝
株式会社キャン	東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー18階	阿部 和則
株式会社ザ・キッド	東京都世田谷区駒沢2-1-1 第2山國ビル4F	竹花 秀勝
株式会社サンマルクカフェ	岡山県岡山市北区平田173-104	下山 能生
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号 新川イースト	木下 尚久
株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町1475-18	二村 眞行
株式会社ジズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚2丁目38番地	河合 映治
株式会社ティップトップ	東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目10番7号HOPEビル2F	手塚 正道
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館9F	石井 稔晃
株式会社バケット	岡山県岡山市北区平田173-104	富樫 司
株式会社ポボンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	太田 和伸
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合1050-2 与野太平ビル3F	正木 宏和
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番1号	山田 太郎
株式会社ロボット	栃木県足利市丸山町691-11	磯野 洋志
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟25F	西川 信一
株式会社星光堂	四日市市三ツ谷町14-15	曲尾 悟志
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3丁目9番14号	田中 公雄
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市西区則武新町2丁目22-7	高野 博道
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西1-6-5	金谷 隆平
綿新産業株式会社	愛知県津島市今市場町4丁目14番地	伊藤 哲朗
有限会社オー・アール・エフ	愛知県名古屋市西区那古野一丁目14番18号那古野ビル北館213号	古田 芳文
株式会社ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目12-1 渋谷マークシティ ウェスト19F	野口 実
株式会社水甚	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1-15-3	中村 好成
株式会社マイスタイリスト	鈴鹿市庄野共進1丁目3-1	森田 洋輔
株式会社グローバルセクション	福岡市城南区茶山1-1-2	齋藤 一真
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡4-17-8 コスモス本八幡1F	米津 一郎
株式会社シナジークローバル	大阪府大阪市淀川区西中島6-1-3	田中 優佳子
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-4	井出 武美

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------

エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ 6階	ルーカス セイファート
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	北方 康弘
株式会社F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7丁目 1-5	小野 行由
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷 2丁目 21番 1号渋谷ヒカリエ 27階	福田 三千男
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2	向井 孝司
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区東区上社 1丁目 901番地	白川 篤典
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1丁目 2番 1号HF日本橋浜ビルディング	三宅 英木
株式会社ジェニイ	大阪府大阪市中央区安土町 1-5-8 本町DSビル 3F	平原 亮太
株式会社ジン	四日市市新正 1-12-4	山本 篤
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町 6丁目 8番 1	長元 明
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2番 8号	立花 隆央
株式会社チュチュアンナ	大阪市中央区森ノ宮中央 1-10-2	上田 崇敦
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目 92番地	中澤 道盛
株式会社ネイルズ	大阪府豊中市新千里東町 1-2-4 信用保証ビル 5階	大角 久美子
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町 3丁目 6番 1号京阪神御堂筋ビル 10階	井上 隆太
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-7	上田 稔夫
株式会社メガスーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬 1丁目 5番地 1	神谷 秀和
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1 ヒロサワつくばビル 5F	藤原 祐介
株式会社ルルアーク	福岡県福岡市東区松島 3丁目 30-23	長友 伸二
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水 67番地 3	川澄 幸司
株式会社クロノス	東京都港区六本木 7丁目 15番 7号	廣瀬 淳
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1丁目 48番 14号第3デリカビル 9階	木山 剛史
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー 9F	松田 裕史
有限会社かわむらや	岐阜県海津市海津町高須町 737-1	河村 真吾
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1丁目 7番 7号 SKTビル 6階	坂下 和志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27番地の 1	江尻 義久
株式会社ネクススエンタープライズ	大阪市中央区日本橋二丁目 7番 13号福永ビル 2階A号室	原本 一正
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎 1902-3	菅田 拓平
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町 1丁目 1番 11号日庄ビル 2F	山口 義貴
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町 2-1-11 江坂山甚ビル 3F	原 忠司
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝巳
株式会社Acc Japan	福井県鯖江市三六町 2丁目 5番 11号 AJビルディング 2F	大網 清数
株式会社CHISEI	愛媛県松山市余戸中 6-11-34 ラフィネC	田中 成佳
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木 3-40-7	五十嵐 祥剛
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-123F	内山 誠一
株式会社ウィゴ	東京都渋谷区恵比寿南 1丁目 16番 3号	園田 恭輔
株式会社エイディーアール	愛知県岡崎市日名北町 4-46 アピタ岡崎北店 2階	竹之内 俊輝
株式会社キャン	東京都中央区銀座 4丁目 12番 15号歌舞伎座タワー 18階	阿部 和則
株式会社ザ・キッド	東京都世田谷区駒沢 2-1-1 第2山國ビル 4F	竹花 秀勝

株式会社サンマルクカフェ	岡山県岡山市北区平田 173-104	下山 能生
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号 新川イースト	木下 尚久
株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町 1475-18	二村 眞行
株式会社ジズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ティップトップ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 10 番 7 号HOPEビル 2F	手塚 正道
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 9F	石井 稔晃
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似 7 条 1 丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄
株式会社バケット	岡山県岡山市北区平田 173-104	富樫 司
株式会社ポボンデッタ	東京都千代田区外神田 3-3-3	太田 和伸
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2 与野太平ビル 3F	正木 宏和
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目 3 番 1 号	山田 太郎
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー X 棟 25F	西川 信一
株式会社星光堂	四日市市三ツ谷町 14-15	曲尾 悟志
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町 3 丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町 2 丁目 22-7	高野 博道
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-6-5	金谷 隆平
綿新産業株式会社	愛知県津島市今市場町 4 丁目 14 番地	伊藤 哲朗
有限会社オー・アール・エフ	愛知県名古屋市中区那古野一丁目 14 番 18 号那古野ビル北館 213 号	古田 芳文
株式会社ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目 20 番 26 号	平野 一貴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12-1 渋谷マークシティ ウェ スト 19F	野口 実
株式会社水甚	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1-15-3	中村 好成
株式会社マイスタイリスト	鈴鹿市庄野共進 1 丁目 3-1	森田 洋輔
株式会社グローバルセクション	福岡市城南区茶山 1-1-2	齋藤 一真
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡 4-17-8 コスモス本八幡 1F	米津 一郎
株式会社シナジーグローバル	大阪府大阪市淀川区西中島 6-1-3	田中 優佳子
和真	愛知県岡崎市橋目町竹之内 40-3 リバブル橋目 101	中島 信隆
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-4	井出 武美

## 3 変更年月日

令和 4 年 5 月 16 日

## 4 変更理由

小売業者の入退店のため

## 5 届出の日

令和 4 年 5 月 19 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 5 月 27 日から同年 9 月 27 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 316 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に

より次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ有爾中店  
多気郡明和町蓑村 207 番地外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
(仮称)ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ明和店	多気郡明和町蓑村 207 番地外

(変更後)

名 称	所 在 地
ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ有爾中店	多気郡明和町蓑村 207 番地外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18 号	清水 秀隆
株式会社ジップドラッグ	名古屋市中区若鶴町 314 番地	三枝 将夫

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18 号	清水 秀隆
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3 丁目 17 番 6 号	塚本 厚志

3 変更年月日

- 2(1) 平成 20 年 4 月 12 日
- 2(2) 平成 25 年 4 月 1 日

4 変更理由

- 2(1) 名称が確定したため
- 2(2) 吸収合併したため

5 届出の日

令和 4 年 5 月 18 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 5 月 27 日から同年 9 月 27 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 317 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン（Aブロック）  
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年5月27日から同年9月27日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 318 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神戸長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市弓削町字中川原 1087 番地先から 鈴鹿市弓削町字中川原 1038 番地先まで	旧	15.2～41.4	114.0
	新	20.9～62.3	114.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿芸濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市三宅町字別所 1687 番 1 地先内	旧	9.6～10.0	13.0
	新	10.6～11.0	13.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町鶴殿字北畑 137 番 5 地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字山根 65 番 14 地先まで	旧新	9.2～15.5	138.8
	新	11.9～14.7	133.8

**三重県告示第 319 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	四日市市上海老町字東大沢 1648 番 376 地先から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 256 地先まで	令和 4 年 5 月 27 日
県道 上海老高角線	四日市市上海老町字東大沢 1585 番 216 地先から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 372 地先まで	令和 4 年 5 月 27 日

県道 上野大山田線	伊賀市緑ヶ丘本町 4062 番 2 地先内	令和 4 年 5 月 27 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町鶴殿字北畑 137 番 5 地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字山根 65 番 14 地先まで	令和 4 年 5 月 31 日

**三重県告示第 320 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、明野高等学校動物売払に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先  
三重県津市栄町 1 丁目 960 番地  
全国農業協同組合連合会三重県連合会 県本部長 中野 眞司
- 2 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 321 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、明野高等学校生産物売払に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先  
三重県伊勢市西豊浜町出雲 141 番地  
伊勢山田青果株式会社 代表取締役 下村 成司
- 2 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

**公 告**

令和 4 年第 1 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
有限会社 山本農園	桑名市	桑名市福江川田 98-2 ほか 3 筆
株式会社 陽光園	松阪市	津市香良洲町八反田 883-1
ベジタブルラボ 株式会社	伊賀市	伊賀市下神戸宮之本 3059

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 4 年 5 月 27 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

員弁川用水第一土地改良区（いなべ市大安町高柳 592 番地）

退任理事

いなべ市大安町梅戸 1991 番地 1

員弁郡東員町大字中上 1865 番地

いなべ市大安町高柳 486 番地

〃 〃 〃 904 番地

〃 〃 大井田 1107 番地

〃 〃 門前 713 番地

〃 〃 南金井 2597 番地

〃 〃 〃 1014 番地

〃 〃 梅戸 649 番地

〃 〃 〃 250 番地 2

〃 員弁町北金井 1039 番地

〃 〃 西方 354 番地

〃 〃 東一色 584 番地

員弁郡東員町大字大木 593 番地 1

〃 〃 大字穴太 1370 番地

〃 〃 大字北大社 869 番地 1

〃 〃 大字鳥取 1028 番地

〃 〃 大字六把野新田 721 番地

〃 〃 大字山田 1160 番地

〃 〃 大字瀬古泉 831 番地

〃 〃 大字筑紫 547 番地

退任監事

いなべ市大安町大井田 1097 番地

〃 〃 梅戸 674 番地

員弁郡東員町大字南大社 1265 番地

〃 〃 大字鳥取 848 番地 1

就任理事

いなべ市大安町梅戸 1991 番地 1

員弁郡東員町大字中上 1865 番地

いなべ市大安町高柳 486 番地

〃 〃 〃 904 番地

〃 〃 大井田 826 番地

〃 〃 門前 829 番地

〃 〃 南金井 2597 番地

〃 〃 高柳 955 番地 1

〃 〃 梅戸 674 番地

〃 〃 〃 250 番地 2

〃 員弁町北金井 1039 番地

〃 〃 西方 376 番地

〃 〃 東一色 584 番地

員弁郡東員町大字大木 616 番地

日 沖 靖

水 谷 俊 郎

瀬 木 紀 彦

出 口 初 男

塩 谷 正 美

杉 本 芳 樹

日 沖 博 巳

日 沖 辰 哉

門 脇 久 秋

川 崎 勝 典

種 村 正 巳

出 口 和 美

伊 藤 均

秋 葉 一 巳

辻 覚

伊 藤 晋

高 木 一 男

伊 藤 敏 一

岩 田 孝 夫

中 村 孝 夫

種 村 實

藤 田 修 士

萩 原 伸 昭

岡 本 義 文

高 木 勝 利

日 沖 靖

水 谷 俊 郎

瀬 木 紀 彦

出 口 初 男

伊 藤 清 春

服 部 繁

日 沖 博 巳

小 川 源 良

萩 原 伸 昭

川 崎 勝 典

種 村 正 巳

出 口 昭

伊 藤 均

水 谷 善 文

員弁郡東員町大字穴太 1370 番地	辻 覺
〃 〃 大字北大社 869 番地 1	伊藤 晋
〃 〃 大字鳥取 1028 番地	高木 一男
〃 〃 大字六把野新田 664 番地	伊藤 宗周
〃 〃 大字山田 1160 番地	岩田 孝夫
〃 〃 大字瀬古泉 831 番地	中村 孝夫
〃 〃 大字筑紫 543 番地 1	種村 親善
就任監事	
いなべ市大安町大井田 1097 番地	藤田 修士
〃 〃 梅戸 651 番地	萩原 勝文
員弁郡東員町大字南大社 1265 番地	岡本 義文
いなべ市員弁町楚原 342 番地	水谷 善則

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定により、井生土地改良区（津市一志町井生 1835 番地）の管理規程を令和 4 年 5 月 17 日付けで認可しましたので、同条第 4 項の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

- 1 施設の名称  
井生頭首工
- 2 施設の概要  
頭首工 堰長 L = 112.5m

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、稲生南部土地改良区（鈴鹿市稲生西二丁目 4-28）の解散を令和 4 年 5 月 18 日認可しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

次の特定開発行為に係る対策工事等が完了しましたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 18 条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

- 1 開発区域  
伊勢市藤里町字一ノ谷 339 番 8 外 8 筆  
面積 1772.68 m<sup>2</sup>
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名  
伊勢市御園町高向 2176 番地 1  
株式会社かがせお 代表取締役 松浦 雅代

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 5 月 27 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 5 月 12 日	名張市朝日町 1524-1	奈良県宇陀市榛原高萩台 124 宮下 善雄
令和 4 年 5 月 13 日	三重郡川越町大字当新田字中通 466-1 ほか 1 筆	三重郡川越町大字亀崎新田 1-1 株式会社丸翔運輸 代表取締役 小澤 敬二
令和 4 年 5 月 16 日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 838-1	三重郡川越町大字亀崎新田 51-25 平田 清輝

令和4年 5月17日	伊勢市藤里町字一ノ谷 339-8 ほか8筆	伊勢市御薮町高向 2176-1 株式会社かがせお 代表取締役 松浦雅代
---------------	-----------------------	---

### 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年5月27日

三重県知事 一見勝之

- |   |              |  |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定役務の名称      | 令和4年度 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業実施業務委託                          |
| 2 | 担当部局         | 三重県津市広明町13番地<br>三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課                   |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和4年4月1日   |
| 4 | 契約の相手方       | 三重県津市桜橋三丁目399番地<br>三重県信用保証協会 会長 稲垣 清文                    |
| 5 | 契約金額         | 110,506,000円（うち消費税及び地方消費税 10,046,000円）                   |
| 6 | 決定手続         | 随意契約   |
| 7 | 随意契約の理由      | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年5月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
排水ポンプ車 1台
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入期限  
令和5年7月14日（金）
  - (4) 納入場所  
三重県 津庁舎（三重県津市桜橋3丁目446-34）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札

に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年6月27日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

#### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県県土整備部県土整備財務課経理2班 担当 川瀬  
電話 059-224-2680 ファクシミリ 059-224-2415

##### (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県県土整備部河川課河川管理班 担当 山本  
電話 059-224-2686 ファクシミリ 059-224-2684

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月8日（金）まで調達システムにより提供します。

##### (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月1日（金）までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月1日（金）までに通知書を発送します。

##### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月8日（金）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月8日（金）14時

なお、入札書は令和4年7月4日（月）から同年7月8日（金）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県県土整備部河川課河川管理班

案件名 排水ポンプ車の購入 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月8日(金)14時20分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するものを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
Drainage pump vehicle: 1 set
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, July 8, 2022.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 4, 2022 and 2:00 P.M. on Friday, July 8, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:20 P.M. on Friday, July 8, 2022.
- (4) Managing Authority :  
Rivers Management Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL: 059-224-2686

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年5月27日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムサービス
2	担当部局	三重県津市一身田大古曾 694-1 三重県児童相談センター 児童相談強化支援室
3	契約の相手方を決定した日	令和4年4月1日
4	契約の相手方	神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟 713A号室 株式会社AiCAN 代表取締役 高岡 昂太
5	契約金額	38,610,000円（うち消費税及び地方消費税 3,510,000円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年5月27日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量  
指導者用情報端末 708台
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
令和5年2月28日（火）まで
- (4) 納入場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

### (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年6月14日（火）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 本案件の仕様に対し供給する機器の型式・機能等を示した「仕様（機能）証明書」

## 5 入札手続等に関する事項

### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課（担当：小池・石川）  
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月7日（木）まで調達システムにより提供します。

### (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年6月17日（金）までに通知します。

### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月7日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月7日（木）15時

なお、入札書は令和4年6月29日（水）から同年7月7日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課（担当：小池・石川）

案件名 三重県立特別支援学校指導者用情報端末の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月7日（木）15時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止す

ることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Purchase of information terminals for leaders in Mie Prefectural Special Needs schools.

Quantity 708.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, July 7, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, June 29, 2022 and 3:00 P.M. on Thursday, July 7, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, July 7, 2022.

(4) Managing Authority :

Special Needs School Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2961

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---